

14 スマートシティ 観光

1 MICE推進施策の強化【最重点】

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、MICE開催地としての魅力を積極的に海外に発信すること。
- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 国際競争力向上などの観点からIT関連業界等との連携や人材育成の取組を強化するとともに、大学等での国際会議等の誘致活動を適正に評価する仕組みの導入を働き掛けること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進によるMICE誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

MICEは新型コロナウイルスの感染拡大により、開催中止・延期やオンライン形式への変更等、大きな影響を受けたが、コロナ禍の収束後は、人々が対面で集まる意義や価値が再評価されてきており、世界的に実地開催の再開が進んでいる。

都では、令和5年1月に策定した「東京都MICE誘致戦略2023」に基づき、MICE誘致を展開しているが、シンガポールやソウルなどの競合都市においても、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

海外都市との誘致競争を勝ち抜き、国内でのMICE開催を増やしていくためには国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、MICE開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) MICEに関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、魅力的な都市を有するMICE開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、MICE業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、IT関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。
- また、MICE誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働き掛けること。
- (4) ユニークベニューは、開催都市の魅力を効果的にPRできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働き掛けを行うなど、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

2 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実

【最重点】

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
- (2) インバウンド需要の一層の拡大に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。
- (3) 地域の生活と観光との調和を図る自治体等による取組への積極的な支援などを推進すること。

<現状・課題>

令和7年の訪日外国人旅行者は4,200万人を突破し、インバウンド需要は活況が続いている。その旅行消費額も9.5兆円と過去最高になり、日本経済の発展を支える重要な成長産業である。

国際競争力を高め、世界の観光需要を更に取り込んでいくためには、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上やDXの推進等による人手不足の解消を強力に後押しする必要がある。

加えて、訪日意欲を喚起するための国を挙げたプロモーションを行うことも有効である。

一方で、旅行者の増加に伴い、一部の地域では、混雑やマナー違反などの影響が出ており、地域住民の生活と観光との調和を図る取組の強化が必要となっている。

また、共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しむための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の持続的な成長につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層推進すること。
 - ① 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ

細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

② 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。

③ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、DXの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。

(2) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の一層の拡大に向けて、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

(3) 外国人旅行者向けの観光マナー啓発のほか、自治体等による混雑緩和やごみのポイ捨て対策など、地域の生活と観光との調和を図る取組への積極的な支援などを一層推進すること。

3 民泊制度の適正化【最重要】

(提案要求先 厚生労働省・国土交通省・観光庁)
(都所管局 産業労働局・保健医療局・住宅政策本部)

- (1) 無許可・無届民泊の定義や悪質な事業者に対する指導監督基準を明確化するとともに、罰則強化等により悪質事業者を市場参入させない仕組みの構築や自治体が地域の実情に合わせて条例を制定できるよう、法令等の見直しを図ること。
- (2) 住宅宿泊仲介業者とのシステム連携等を通じ、無許可・無届民泊の仲介を排除するとともに、海外サイトの実態調査や海外当局とアクセス抑止等の対応を検討すること。あわせて外国人旅行者に対し、無許可・無届の物件を利用しないよう注意喚起すること。
- (3) 民泊の位置付け、罰則など、旅館業法及び住宅宿泊事業法の在り方を含め、国において抜本的な対策を検討すること。また、事業者の国籍等について、把握の目的・程度・手段を国において明確にして一定の指針を示すこと。

<現状・課題>

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に基づく民泊施設の整備等が進む一方、法令に基づく適正な手続きを行っていない施設や、近隣住民等の生活環境に影響を与える不適切な運営を行う施設に対する苦情が増加している。

現在、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）に基づく許可を受けていない又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていないなどのいわゆる無許可・無届民泊の把握に膨大な時間と労力がかかっていると同時に、指導を受けた事業者が住宅宿泊事業法の届出をして営業を続ける事例も散見される。

さらに、住宅宿泊仲介業者は、ウェブサイトへの掲載依頼を受けた物件について、届出や許可の有無を個別に確認しているが、こうした確認を適切に行わず、無許可・無届の物件の掲載を漫然と繰り返すケースも散見される。一方、物件数が急増する中、旅行業者における専任の管理者といった仕組みを持たない住宅宿泊仲介業者による確認には限界があり、多くの物件の届出や許可の有無を迅速かつ確実に確認できる新たな仕組みの構築が急務となっている。

自治体が住宅宿泊仲介業者のウェブサイトは無許可・無届の物件の掲載を確認した場合、自治体から観光庁に依頼し、観光庁が住宅宿泊仲介業者にウェブサイトからの削除を指導している。しかし、自治体が無許可・無届の物件に是正指導

を行おうとした場合、ウェブサイトで得られる情報が限定的で、物件の正確な所在地並びに運営している事業者の名称及び連絡先を把握できず、速やかな指導が困難な場合がある。

加えて、外国人旅行者に対し、届出や許可の無い違法な物件を利用しないよう多言語での注意喚起が十分に行われていないため、外国人旅行者は所定の衛生要件等を満たさない無許可・無届の物件を知らずに利用しているおそれがある。

旅行者が安全で安心な宿泊サービスを利用できるよう、こうした課題の解消に向けた対策を早急に講じる必要がある。

また、事業者や委託を受けた住宅宿泊管理業者が、適切な管理を怠り、ごみ出しや騒音など生活環境を悪化させるケースが多発している。一方で、生活環境に関する適切な管理を怠った事業者に対する業務停止命令等の適用条件が曖昧であるほか、海外拠点事業者への連絡や事業実態の把握がしづらくなる場合がある等の事由により、指導や処分に踏み込みにくい状況となっている。

このほか、観光庁からの宿泊日数のデータと事業者の報告が異なる場合があり、正確な把握が困難であるなど、システム面で見直すべき様々な点がある。

こうした状況に対し、自治体は国のガイドラインに沿って対応しているが、条例で規制できる内容が「区域及び期間」に限られることから、地域の実情にあった運用が行いづらい状況にある。

さらに、民泊等を目的としてマンションなどの物件を購入し、住民を退去させるために正当事由のない賃料の値上げやエレベータの停止等の実力行使を伴った悪質な事例も発生している。

こうした様々な課題が生じる中、現行法下において自治体の取組のみで解決するのは困難な状況であることから、下記のとおり要望する。

< 具体的要求内容 >

- (1) -① 旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づき、無許可・無届民泊に当たる違法行為を特定するに当たり、例えば、宿泊行為や宿泊料の收受などの宿泊した事実だけでなく、予約サイト等により宿泊客を募集する行為なども対象にできるよう拡大するなど、法令で明確化すること。
- (1) -② 無許可・無届民泊を防止するため、罰則を強化するとともに、無許可・無届営業を繰り返すなどの悪質な事業者の民泊市場への参入を防止するため、こうした事業者を住宅宿泊事業法第4条に基づく欠格事由に加えるとともに、住宅宿泊事業法第16条第2項の規定による廃止命令を受けた者を旅館業法第3条第2項の欠格事由に加えるなど、仕組みを見直すこと。
- (1) -③ 施設の適切な運営を促すため、事業者を国内に住所を有するものに限定するなど、住宅宿泊管理業者では十分対処できない場合に、事業者が対応できる仕組みを検討すること。また、生活環境に関する適切な管理を怠る事業者に対して、各自治体が指導監督を適切に実施できるよう、住宅宿泊事業法における業務停止命令等を発する際の基準を明確化すること。
- (1) -④ 住宅宿泊管理業者の登録について、現行の講習受講に加え、習熟度などを厳格に確認するとともに、地域の実情に応じて再委託の範囲を定めることができる仕組みを検討すること。併せて、国として指導監督を徹底する

- こと。
- (1) -⑤ 生活環境の悪化を防止するため、地域の実情に合わせて、届出に当たっての住民説明会の開催や施設管理者の配置など、区域と期間の制限以外の項目についても規制する条例を制定できるよう法令の見直しを図ること。あわせて、適正な運営を広げるため、優れた取組を行う事業者にインセンティブを与えることなどについて、国として考え方を示すこと。
 - (2) -① 観光庁の登録を受けずに海外で民泊の物件を仲介する、いわゆる違法住宅宿泊予約サイトやSNSを利用した無許可・無届民泊の把握に向け、それらの実態調査を実施し、違法な海外予約サイトへのアクセス抑止を含め、海外当局とも連携し対応を検討すること。また、例えば、令和10年度中に導入予定の電子渡航認証制度（JESTA）などを活用して、入国時に水際で無許可・無届民泊への宿泊を防止する仕組みづくりを検討すること。これらについて、国が実施主体となり進めること。
 - (2) -② 国の持つ住宅宿泊事業法の届出物件及び旅館業法の許可物件の最新情報を住宅宿泊仲介業者にリアルタイムで提供し、住宅宿泊仲介業者が届出又は許可のある物件を迅速かつ確実に確認できる態勢を早急に整備すること。また、住宅宿泊仲介業者が無許可・無届の物件に関するウェブサイトへの掲載依頼を受けた場合、その物件の住所並びに依頼を行った事業者名及び連絡先について、国を経由して、当該物件の所在する地域の住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する自治体に情報提供する仕組みを構築すること。さらに、無許可・無届の違法物件の仲介を防ぐため、住宅宿泊仲介業者に対する指導監督を強化するとともに、違法物件の掲載を繰り返すなど、責任を果たさず不適切な運営を継続する仲介業者に対しては厳格に行政処分を行うこと。
 - (2) -③ 外国人旅行者に対し、住宅宿泊事業法の届出や旅館業法の許可の無い宿泊施設を利用しないよう、多言語で広報するなど適切に周知を図ること。
 - (2) -④ 民泊制度運営システムの更なる活用に向けた利便性の向上や住宅宿泊仲介業者が提供するデータのシステム連携等を通じ、予約・宿泊実績やその始期・終期を正確かつリアルタイムに把握できるようにするなど、更なる改善に取り組むこと。
 - (3) -① 貸主等が住宅を民泊に使用することを目的として、入居している住民を退去させるためにエレベータを停止するなどの実力行使に及ぶことを防ぐために、貸主等を指導できる仕組みを国の責任において検討すること。
 - (3) -② 事業者が届出を求める情報（国籍・在留資格等）について、把握の目的・程度・手段を国において明確にして一定の指針を示すこと。
 - (3) -③ 民泊における違法行為や生活環境の悪化等の防止、発生時の対応等を自治体が継続的に対応できるよう、民泊行為の位置づけ、事業者が守るべき基準や規制内容に加え、届出制から許可制への変更、更新制の導入、指導監督や違反時の罰則などについて、旅館業法及び住宅宿泊事業法の在り方を含め、国において抜本的な対策を検討すること。